

# 4-1 周辺地域内自動車に関する措置 | 周辺地域内事業者による計画作成等

改正自動車NO<sub>x</sub>・PM法では、周辺地域内自動車についても自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に取り組んでいただくこととなり、周辺地域内事業者に、計画作成等の義務が課されました。

## Q1 義務対象となる周辺地域内事業者とはだれですか？

まず、周辺地域内自動車の保有台数を把握してください。周辺地域内自動車を一都道府県内で30台以上保有している場合には、これらの周辺地域内自動車指定地区を1年間に運行している回数を把握してください(※1)。この運行回数が合計300回以上である場合には、周辺地域内事業者該当し、計画作成等の義務が課されます。

## Q2 周辺地域内事業者は何をすればいいですか？

### ① 計画の作成・提出

1年から5年程度の計画期間ごとに、事業所管大臣が事業者の判断の基準となるべき事項として定めた以下の措置等について計画を作成し、指定地区をその区域に含む都道府県の知事に提出していただきます(※2、※3)。

- ・ 指定地区内において運行する周辺地域内自動車の低公害車等への代替
- ・ 指定地区内において運行する周辺地域内自動車の排出ガス低減装置の装着
- ・ 周辺地域内自動車に係る指定地区内における適正運転の実施等
- ・ 周辺地域内自動車の指定地区における走行量の削減のための措置

### ② 定期の報告

年に1回毎年6月30日までに、指定地区をその区域に含む都道府県の知事に、計画した措置の実施状況等について報告していただきます。

## Q3 届出事項である「走行量の削減のための措置」にはどのような例が考えられますか？

例えば、他事業者との共同輸配送の実施や過度のジャスト・イン・タイムサービスの改善等による車両の有効利用、自家用貨物車から営業用貨物車への転換、モーダルシフトの推進等が考えられます。

## Q4 義務を履行しなかった場合はどうなりますか？

周辺地域内事業者該当するにもかかわらず計画を提出しなかった場合や、定期の報告をしなかった場合等は、20万円以下の罰金が科されます。

※1 周辺地域内自動車が指定地区内に入っ  
て出るとに1回と数えます。

※2 道路運送法(昭和26年法律第183号)の  
規定による自動車運送事業者及び貨物  
利用運送事業法(平成元年法律第82号)  
の規定による第二種貨物利用運送事業を  
経営する者については、計画の提出及び  
報告は、周辺地域内自動車の使用の本拠  
の位置を管轄する地方運輸局長に行っ  
ていただきます。

※3 計画の作成等については、事業者単位です。

